健／令04-07　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 令和４年１０月３日

**＊　健　保　だ　よ　り　＊**

三菱瓦斯化学健康保険組合

**紹介状なしで特定の病院を受診する場合等の**

**「特別の料金」の見直しについて**

令和４年１０月１日から、国の制度見直しにより、紹介状なしで一定規模以上の病院を受診する場合等にかかる「特別の料金」を徴収する対象医療機関が拡大されるとともに、その金額が増額されます。

例：紹介状なしで受診する初診患者の「特別の料金」が、現在5,000円の場合は、約2,000円増額となり、7,000円以上となります。

※「特別の料金」は消費税の課税対象となります。

（対象医療機関）

特定機能病院、一般病床200床以上の地域医療支援病院に加え、

一般病床200床以上の紹介受診重点病院（令和5年3月頃、都道府県より公表を予定）

詳しくは厚生労働省ホームペー ジをご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26666.html>

以　上